

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(地域の概要)

射水市は、東に富山市、西に高岡市と接し、北は富山湾、南に射水丘陵が広がっており、市域面積は109.18k㎡、東西10.9km、南北16.6kmであり、富山県面積の2.6%を占めている。射水市商工会の地域である旧射水郡(小杉・大門・大島・下)は、当市南部の射水丘陵を背後にかつて低湿地帯だった射水平野が広がる緩やかな地形をしており、庄川、下条川などの河川があり緑豊かな自然に恵まれている。

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

近年の豪雨災害の多発を受け水防法が改正され、降雨条件が河川整備の目標とする降雨「計画規模降雨」から想定し得る最大規模の降雨「想定最大規模降雨」に変更された。

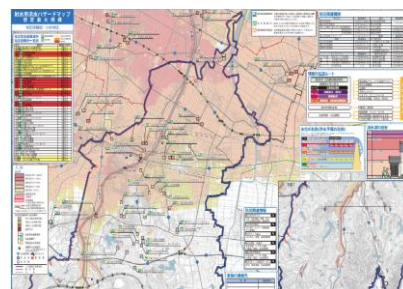
当市には国が管理する一級河川の庄川、小矢部川、県が管理する和田川、下条川が流下しているほか、浸水時には1級河川神通川の影響を受ける恐れがあり、これらの河川が想定最大規模降雨によって浸水し、堤防の複数の箇所が破堤したと想定した場合における浸水予測に基づき、令和2年3月に射水市洪水ハザードマップが作成された。

これによると、当市域の平野部の広範囲に浸水想定区域が及んでおり、特に、大門地区や新湊地区などにおいて、3メートルを超える浸水想定区域が広がっている。

(洪水ハザードマップ)

射水市洪水ハザードマップの作成の前提となった雨量

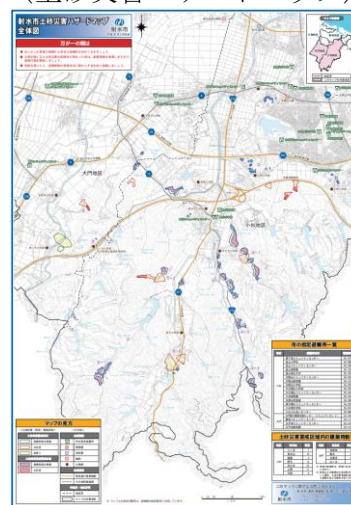
河川名	想定雨量
庄川	655 mm (48 時間)
小矢部川	415 mm (12 時間) (津沢地点) 365 mm (12 時間) (長江地点)
和田川	773.9 mm (24 時間)
下条川	809 mm (24 時間)
神通川	537 mm (48 時間)



(土砂災害ハザードマップ)

(土砂災害：ハザードマップ)

当市の南部には射水丘陵があり、金山地区、橋下条地区、水戸田地区においては、土砂災害や土石流の発生の恐れがある土砂災害警戒区域が36箇所指定されている。



(地震：ハザードマップ)

全国では、平成7年の阪神淡路大震災、平成19年の能登半島地震、平成23年の東日本大震災などが発生しており、本県は地震被害の少ない県ではあるが、地震被害の危険性を十分に考慮する必要がある。

射水市地域防災計画によれば、富山県内には36の活断層があるが、当市に最も影響するとされる呉羽山断層帯については今後30年以内で活動する確率は0～5%となっており、震度6弱～7の揺れが想定されている。

(その他)

地震や豪雨により堰堤が決壊し、浸水により人的被害が発生する恐れがあるため池については、防災重点農業用ため池として指定されており、市内には金山、池多、黒河、櫛田、水戸田地区に39箇所が存在している。

農林水産省によると国内におけるため池の災害は、直近10年間で豪雨によるものが79%を占め、近年は時間当たりの雨量が著しく増大したいわゆるゲリラ豪雨が増加しており、危険性高まっている。

当市では、令和3年3月に防災重点農業用ため池が決壊した際の被害想定等を表したため池ハザードマップが作成され、浸水想定区域や浸水深のほか避難場所に関する情報を関係する市民に提供して、ため池損壊による被害の最小化に努めている。

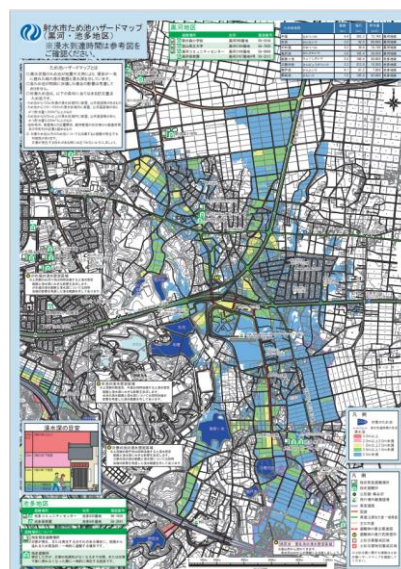
(感染症)

インフルエンザなどの感染症は、10年から40年の周期で発生し、世界的に大きな流行を繰り返している。2020年1月、国内で初めて新型コロナウイルス感染症が確認されたから急速にまん延し、感染者の急激な増加と減少を幾度も繰り返して当市においては710名の陽性が判明している。(令和4年2月8日現在)

県内では、医療施設への入院や宿泊療養施設への入所のほか、自宅療養により多くは軽快したもの、一部の感染者は後遺症が残り、死亡された方もいる。

新型コロナウイルス感染症に対応したワクチン接種の進展により感染者の増加や重症化は一定程度抑制されてはいるものの相次ぐ変異株の発生が再び全国的かつ急速なまん延をもたらしており、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(地震ハザードマップ)



(2) 商工業者の状況

(射水市商工会管内の状況)

- ・ 商工業者等数 4,054人
- ・ 小規模事業者数 2,963人

【内訳】

(平成28年度経済センサス活動調査より集計)

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	製造業	433	318	市内に広く分散している
	建設業	494	469	市内に広く分散している
	小売卸売業	1,103	750	市内に広く分散している

飲食サービス業	1,417	1,057	市内に広く分散している
運輸業	170	111	国道 8 号線、国道 472 号線沿いに多い
その他	437	258	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

①計画・マニュアル等の整備

- ・射水市地域防災計画の策定 平成 19 年 11 月策定
- ・射水市国土強靱化地域計画の策定 令和 3 年 3 月策定

②地震・津波対策

- ・津波ハザードマップ
- ・水道施設の耐震化（耐震性を備えた管路等の整備）
- ・重点密集市街地整備事業（地震等による火災や家屋倒壊等の危険が懸念される重点密集市街地の整備）
- ・木造住宅耐震改修等支援事業（木造住宅の耐震改修工事費等に対する助成）
- ・木造住宅耐震診断費助成事業（旧耐震木造住宅の耐震診断費の一部助成）
- ・公共施設の耐震補強整備事業（橋梁・コミュニティセンター・消防屯所など）

③風水害対策

- ・合同危険箇所巡視（庄川、小矢部川）
- ・雨水ポンプ場・管渠等の整備
- ・出水期における土のう補充配備
- ・要配慮者利用施設避難確保計画作成等の推進
- ・マイ・タイムラインの普及促進

④土砂災害対策

- ・がけ崩れの恐れのある急傾斜地崩壊危機箇所の対策整備

⑤市民、地域の防災力向上に関する取組

- ・射水市総合防災訓練（年 1 回：災害対策本部設置・運営、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設、住民による在宅での初動対応訓練）
- ・自主防災組織への取組（防災士の養成、講演会・研修会、全国瞬時警報システム(Jアラート)全国一斉情報伝達試験等）

⑥防災関連情報広報啓発活動

- ・市政出前講座
- ・自主防災組織等への訓練等支援
- ・ケーブルテレビ放送

⑦防災協定等の締結

- ・震災時における他自治体、企業、団体等との応援協定の締結
締結日：令和 3 年 3 月 22 日

⑧防災備品の備蓄 市指定緊急避難場所、市指定避難所

備蓄：食料、毛布、簡易トイレ、敷きマット、マスク、消毒液、間仕切り、テント 等

⑨射水市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

平成 30 年 4 月に策定。政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、本市における新型インフルエンザ等の基本方針を示すものであり、関係する部署が本行動計画を基にマニュアルを作成するなど具体的な対応を推進している。

2) 当会の取組

①事業者支援の取組

- ・事業者BCP（※）に関する国の施策の周知
- ・富山県火災共済協同組合等の損害保険への加入促進
- ・事業継続力強化計画の策定支援（策定支援実績3件）
- ・富山県コロナウィルス安心対策飲食店認証制度の申請支援

②当会における防災・減災の取組

- ・防災備品を備蓄（スコープ、懐中電灯、非常食等保存用パン200個・災害非常用備蓄水の設置：ペットボトル48本（500ml）救急箱の整備）
- ・避難訓練（事務所から一時避難所）の実施（年間2回：全職員参加）

③感染防止の取組

- ・富山県の新型コロナウイルスに打ち克つためのロードマップの事業者への周知
- ・消毒液、アクリル板の設置
- ・非接触型体温計の設置
- ・職員が2か所ある当会事務所に分かれての勤務
- ・新型コロナウイルス抗原検査キットの備蓄（15セット）

④支援スキル向上の取組

- ・県下商工会の経営指導員等を対象とした事業者BCPに関する研修会に参加（令和3年1月2名、令和2年12月6名：計8名）

（※）小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画（BCP）（以下「事業者BCP」という）

II 課題

（1）事業者の防災・減災に対する意識について

中小企業庁のホームページにおいて公表されている令和4年1月21日時点での事業継続力強化計画認定件数は富山県内で422件で、その内当会管内の企業の認定件数は21件（内小規模事業者11件）にとどまっている。このことから本地区内では防災・減災に対する問題意識が十分でなく関心が低いこと、ノウハウがなく具体的に何から取りかかればよいか分からない事業者が多い状況であると考えられる。

当市では、各種ハザードマップ等を活用した出前講座や広報、ケーブルテレビ等での啓発、市民への危険性の周知徹底に取り組まれており、事業継続計画（BCP）の策定等に資する情報提供に努め、更なる事業者の防災意識の高揚を図ることが必要である。

当会では、事業所への巡回訪問等によって事業継続計画（BCP）の策定等に関する施策の周知に努めており、事業者に事業継続計画（BCP）策定の重要性を認識するよう促すことが必要である。

（2）感染症予防対策について

感染症対策において、事業者に対して予防接種の推奨や手洗い・うがいの徹底、在宅勤務等リモートワークや時差出勤等による勤務形態の見直し、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

（3）商工会の支援体制について

当会が、事業継続力強化支援を進めるにあたっては、計画策定支援機関として本会のこれまでの取り組みを踏まえ、以下の課題が挙げられる。

・施策等の周知や事業継続計画（BCP）策定に関する情報提供にとどまっていることから、事業者の防災に対する意識づけと計画策定に向けた関係機関との連携を強化する必要がある。

- ・関係機関との協力体制の重要性について、具体的な体制や危機管理マニュアルの整備
- ・平時・緊急時の対策を推進するノウハウを持った人員の育成
- ・防災・減災対策に関する知識等が不足しており、効果的な事業支援を行うための人員を育成
- ・職員が災害リスクに関する保険・共済に対する助言を行える知識の習得

(4) 災害発生時の対応について

緊急時の取組について、当会の各関係機関への連絡方法や情報共有の仕組みなど、災害発生時の行動体制が構築されていない。

Ⅲ 目標

(1) 事業者の防災・減災対策の啓発及び事業者BCP策定支援について

事業者に対して、巡回指導や啓発セミナーの開催を通して、自然災害リスクの認識を促す。また、事前対策の必要性の周知と事業者が事前対策に取り組むことができるよう、事業継続計画(BCP)策定セミナー開催等を通じて、計画策定にかかる支援を実施する。あわせて、計画策定後には、取組状況の確認等のフォローアップを行う。

(2) 感染症予防対策について

事業所内における感染者の拡大を防ぐためのリモートワークや時差出勤等新しい勤務形態の事例、感染拡大の備えとして衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険等新しい情報を提供する。

また、感染者が発生した場合の対応・処理策についても周知を図る。

(3) 商工会の支援体制について

事業継続力強化支援を実施するにあたって、職員が各種BCPに関するセミナー等に積極的に参加し、必要となる防災・減災対策に関する知識やノウハウを習得する。

また、緊急時における状況確認や連絡方法等について、各関係機関担当者と協力体制や改善点等を協議する事業継続力強化支援協議会を開催し情報共有を図る。

(4) 災害発生時の対応 について

発災時において、全国連が制作した商工会災害報告システムを活用し、当会と各市との連絡体制を円滑に行う。

発災後は、速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

また、本会自身の事業継続計画(BCP)を作成し、発災時に関係機関との連携をスムーズに実施できる体制並びに速やかな対応及び復興支援策を行うための体制を平時から構築する。

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和4年4月1日～令和9年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

令和2年3月に改定された「射水市地域防災計画」の趣旨を踏まえて、当会の防災に関する事務等について、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ①浸水想定区域内など自然災害のリスクが高いと想定される事業者を絞り込み、優先的に巡回し、災害リスクの啓発を行う。
- ②当市、当会並びに金融機関と連携したインターネットサイトや当市広報、当会会報等で国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③巡回経営指導及び窓口相談対応時に、ハザードマップや商工会員向け保険制度のパンフレット等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ④事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ⑤事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施し、事業者の防災・減災意識の向上を図る。
 - 防災・減災対策啓発セミナーの実施（年1回、2時間程度）
 - ・自然災害と事業活動に与える影響
 - ・事業継続計画（BCP）の必要性
 - ・事業継続力強化計画認定制度について
 - ・取組事例の紹介 等
 - 事業継続力強化計画策定セミナーの実施（年1回、2時間程度）
 - ・事業継続力強化計画について
 - ・事業継続力強化計画の策定演習
 - ・事業継続力強化に向けた今後の取組
 - ・個別相談会（策定した計画のブラッシュアップ）
- ⑥人命や健康に重大な影響を及ぼす新型コロナウイルス等による感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応するよう周知する。
- ⑦新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ⑧事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会は、令和4年度中に事業継続計画（BCP）を作成する。

3) 関係団体等との連携

リスクファイナンス対策として関係機関（損害保険会社等）と共催による周知活動及び説明会等下記事項について取り組む。

- ・地震危険保障特約、新総合火災共済、休業対応応援共済等の周知・PR

- ・巡回同行募集の強化
- ・リスク診断
- ・会議、セミナー、相談会で各種保険の説明
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関（行政、金融機関等）への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ①策定支援を行った事業者の取組状況を確認し、計画未完成事業者には継続して作成支援を行い、計画作成事業者には職員の巡回指導及び専門家招聘による計画の実行支援を行う。
- ②射水市事業継続力強化支援協議会（構成員：本会、射水市等）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。（年1回程度開催）

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（洪水・地震災害）が発生したと想定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は年1回定期的に実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であり、そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

①自然災害

発災後1時間以内に職員の安否確認を行う。

SNS等を利用し、職員及び家族の被災状況、近隣の被災状況（家屋被害・道路状況等）を確認し、当該情報は当会と当市で共有する。

【安否確認事項】

機関名	手段	安否確認対象者	安否確認時間
射水市商工会	SNS・携帯電話	職員	1時間以内
	固定電話・携帯電話	正副会長	2時間以内
	固定電話・携帯電話	役員	1日以内
	固定電話	会員	2日以内
射水市商工企業立地課	SNS・携帯電話 固定電話	職員	1時間以内

②感染症

- ・国内感染者発生後には、職員に体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の検温・手洗い・マスク着用・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、射水市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

①自然災害

- ・当会管内で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。被害状況に応じて想定される応急対策の内容は下表のとおりである。
- ・当会職員は、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤するなど対応する
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

【被害規模の目安は以下を想定】

被害規模	被害状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急相談窓口の設置・相談業務 ・被害状況調査 ・経営課題の把握 ・復興支援策の活用支援
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急相談窓口の設置・相談業務 ・被害状況調査 ・経営課題の把握
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

②感染症

当会は、当市で取りまとめた「射水市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、下記の発生の段階や変化に応じて必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(発生の段階)

- ・発生前の段階
- ・海外で発生した段階
- ・国内発生当初の段階
- ・感染が拡大してきた段階

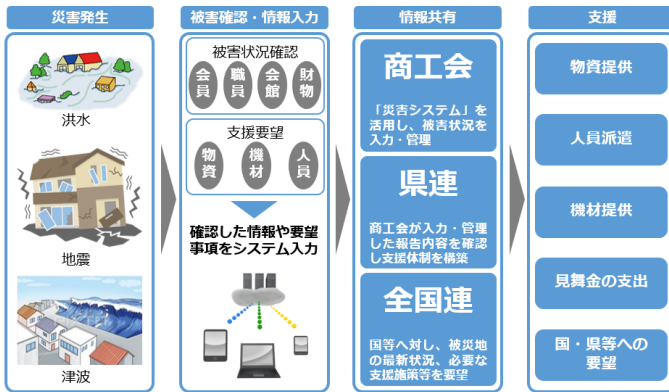
< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での救援活動等の内容について決める。
- ・当会と射水市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と射水市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は射水市より県商工担当部署（地域産業支援課）へ報告する。
- ・当会は、商工会災害報告システムに被害状況を入力することで、商工会災害対応管理システムから抽出するCSVデータにより射水市の商工担当部署（商工企業立地課）へ情報共有し、県の商工

担当部署へ報告する。

- 商工会災害対策システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等で報告する。
- 発災時、県から指示があった場合、その指示によるものとする。射水市は県からの指示により報告する。
- 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、本会と射水市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市・町・村より県へ報告する。

商工会災害システムの流れ

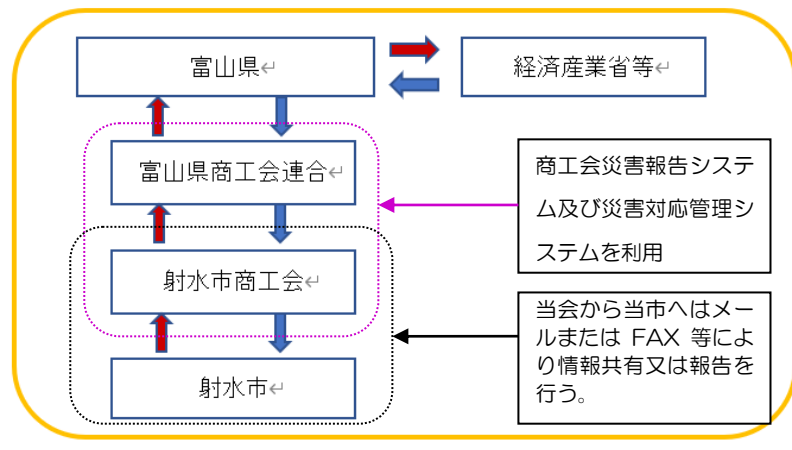


商工会災害報告システム

商工会災害対応管理システム

- #### その他
- ① 送信内容に誤りがあったことが判明した → 正しい内容にて再度送信してください。
 - ② 第2報、第3報を報告したい → 「会員名」「職員名」「会館名」欄を第1報と同一にし、最新の情報を再度送付してください。
 - ③ 備考欄に記載すべき内容は何か → 被災会員の業種、必要な支援物資、要望事項等、自由にご活用ください。

◆ 災害発生時は下図の流れで情報共有又は報告を行う。



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに富山県へ報告する。

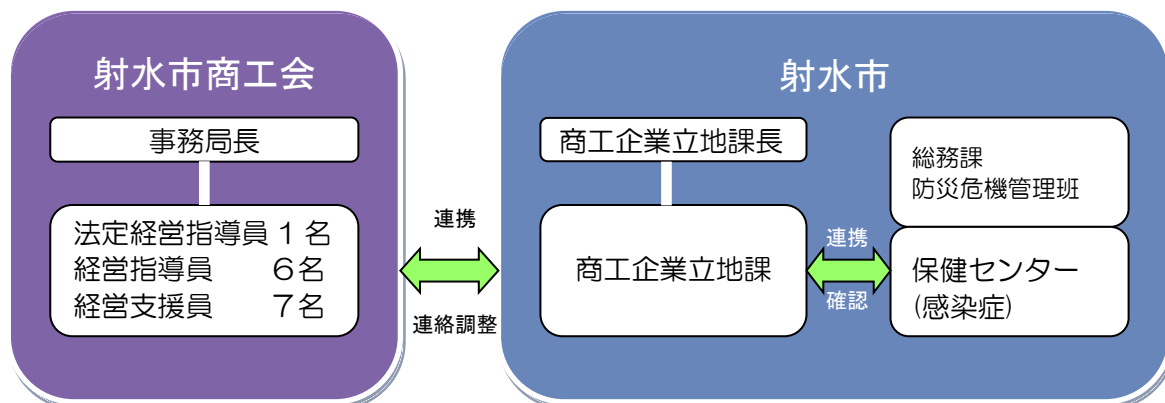
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年1月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 山本 大樹 (連絡先は後述 (3) ①参照)

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

① 商工会/商工会議所

射水市商工会

〒939-0351 富山県射水市戸破 4200 番地 11

TEL 0766-55-0072 / FAX 0766-55-3177 / E-mail imizu@shokoren-toyama.or.jp

② 関係市町村

射水市産業経済部商工企業立地課

〒939-0294 富山県射水市小島 703 番地

TEL 0766-51-6675 / FAX 0766-51-6690 / E-mail kigyoun@city.imizu.lg.jp

(4) 被害情報等報告先

富山県商工労働部地域産業支援課

〒930-8501 富山市新総曲輪 4-7

TEL: 076-444-3251 / FAX: 076-444-4403 / E-mail: ashogyo@pref.toyama.lg.jp

※報告にあたっては、収集情報の取りまとめが容易な電子メールを第一に利用する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	350	450	517	517	517
・ 専門家派遣費	77	77	144	144	144
・ 協議会運営費	3	3	3	3	3
・ セミナー開催費	160	160	160	160	160
・ パンフ、チラシ作製費	110	110	110	110	110
・ 防災、感染症対策費	0	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
富山県補助金、射水市補助金、事業収入、自己財源等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

以下は記載にあたっての留意点です。記載にあたっては、商工会・商工会議所及び関係市町村が共同で作成されるようお願いいたします。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
・「事業継続力強化支援事業の内容」に記載する事業ごとに項目建てし、連携して実施する事業の内容を具体的に記載してください。
連携して事業を実施する者の役割
・「役割」には、連携する事業において連携者がどのような役割を果たすか、また、連携することによる効果等について具体的に記載してください。
連携体制図等

